

大学院法学研究科修士論文審査基準

修士(法学)、修士(政治学)及び修士(比較政治学)の学位論文は、法学研究科において、以下に掲げる点を総合的に考慮し、論文提出者が、法学又は政治学の分野について、広い視野に立った精深な学識を修得し、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有していると認められた場合に合格とする。

①研究テーマ・問題設定の妥当性

研究テーマ及び問題設定に、学術的及び社会的意義が認められること

②研究方法の妥当性

研究テーマについて、適切に先行研究と関連づけつつ、問題設定に対してふさわしい研究方法を実践していること

③論旨の一貫性

結論がそれまでの展開を踏まえて論理的且つ明確に導出されていること

④独創性(オリジナリティ)

研究テーマ、問題設定、分析方法等に一定の独創性が認められること

⑤社会又は学会等への貢献

社会への貢献、又は当該研究領域の発展への貢献の可能性が認められること

⑥その他

①～⑤以外の観点から、広い視野に立った精深な学識を修得し、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を有すると認められること

大学院法学研究科修士論文形式要件

修士の学位論文の形式要件は、以下の通りとする。

①法学研究科が定める論文指導の履修並びに修士論文報告会を経た上で提出すること

②原則として、日本語で作成すること(ただし、研究分野の性質上、あるいは研究成果を発表する上で、英語を用いる必要が認められるなどの場合には、英語で作成することを認める)

③本文の文字数は、目安(ガイドライン)として目次・注・文献目録等は含まないで、2万4,000～4万字(英語の場合は1万3,200～2万2,000words程度)であること

④論文梗概の文字数は、4,000字程度(英語の場合は2,200words程度)であること

⑤文献の引用方法、注、図表、資料、参考文献リスト等の取扱いについて、統一的な基準は設けないが、各研究領域の一般的な基準によること

<参考>

大学院設置基準第14条の2第2項

大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

大学院設置基準第3条第1項

修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。